

指定管理者評価判定結果報告書

令和 7年 7月 3日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会

委員長 古 橋 知 美 印

令和6年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日 ②令和6年 4月 1日 ～ 令和11年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	48点	96%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	98点	98%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

「評価結果についての講評」

- ◆新体制で取り組むことになり、見直す点も上がってくると思われます。団体内の情報の共有などに期待します。
- ◆5期目に入られているということで、これまでの経験をもとに、引き続き管理をしていかれるようお願いしたい。
また、今後を見据え、人材育成に力を入れていただき、今のレベルを維持・向上していかれることを期待します。
- ◆事務局の説明を参考に評価したところ、各項目とも良好なことを確認した。長年の経験をもとに更なる進展を期待する。
- ◆個人情報取扱いについては、管理が行き届いていないようなので、十分注意願いたい。
- ◆施設の目的が十分に理解され、管理運営に取り組まれている。また、利用者視点を取り入れられた修繕改修が計画的に実践されている。引き続き、自主事業（まちづくり事業）の積極的な実施と PR 活動に努めていただくようお願いします。